

<記載例>退職等で普通徴収へ振替える場合

*普通徴収とは、残りの税額を市から通知して本人より納付してもらう方法です。
(本人が、事業所名の入った納入書を使って納入することはできません。)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

行田市 宛 令和 N 年 9 月 1 日提出	住所(居所)又は所在地 〒361-8601 行田市本丸2-5	特別徴収義務者 指定番号 12345678	※市町村処理欄
フリガナ オシジロウ	フリガナ ミズシロカブシキカイシャ キョウダシテン	宛名番号 13579024	※市町村ごとに異なります
氏名又は名称 水城株式会社 行田支店	代表者の職氏名 行田 太郎	課・係 人事課 給与係	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 氏名 行田 一郎 電話 048-556-1111 (内線 123)
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ オシジロウ 氏名 忍 二郎 (旧姓)	特別徴収税額(年税額) 円 140,000	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 退職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可) ① 退職 ② 転勤 ③ 普通徴収理由 異動の事由のとおり
生年月日 昭和・平成 50 年 1 月 1 日	特別徴収税額(年税額) 円 140,000	徴収済額 円 35,600	未徴収税額(ア)-(イ) 円 104,400
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	1月1日現在の住所 行田市本丸10-20	給与の支払を受けた後の住所 同上	異動年月日 N・8・31

特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に記載ある番号を記載してください。

「N年分給与所得の源泉徴収票」に記載すべき金額と同額を記載してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定月日	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	.	
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	
異動者印	.	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒	氏名	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
フリガナ	電話	納入書 要・不要	
氏名又は名称	(内線)		
代表者の職氏名			

【提出先】 〒361-8601 行田市本丸2番5号 行田市役所総務部 税務課 市民税担当